「サポーティングパートナーズ」登録要領

(目的)

第1条 「サポーティングパートナーズ」(以下、「パートナーズ」という。)は、「デジタルものづくり推進拠点」が行う、県内ものづくり企業のデジタルトランスフォーメーションへの取組を推進・支援をすることを目的として発足する。本要領は、パートナーズの登録にあたり必要とする事項を定めるものである。

(登録要件)

- 第2条 パートナーズの登録要件は、次の各号を満たすものとする。
 - (1) 県内ものづくり企業が持つ課題に対して、デジタル技術等により支援・解決が可能 な企業や支援機関、高等教育機関、NPOなどの法人であること。ただし、申請者及 びその構成員が別表1に掲げる項目に該当しないこと。
 - (2) 「デジタルものづくり推進拠点」が行う、「相談」「人材育成」「交流・マッチング」に対して協力を行い、県内ものづくり企業のデジタルトランスフォーメーションを推進・支援できること。

(登録手続)

- 第3条 パートナーズへの登録を希望する者は、「サポーティングパートナーズ」登録申 請書(別紙様式1)とともに、次の書類を添えて知事へ申請を行うものとする。
 - (1) 登録申請者の業務概要がわかる書類
 - (2) パートナーズとして実施可能な事業内容がわかる書類
 - (3) 前号に掲げる事業について実施体制等がわかる書類
 - (4) その他、登録にあたり参考となる書類等
- 2 前項の申請があった際には、内容を審査のうえ、登録の可否を通知する。また、必要 に応じて聴き取りを行うものとする。

(登録の取消)

- 第4条 次の各号に該当する事由が生じたとき、知事はパートナーズの登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) パートナーズの事情により第2条の登録要件を満たすことが困難になったとき。
 - (2) 前条に規定する登録申請書の遵守事項と相違があることが判明したとき。
 - (3) 実施内容がパートナーズ活動の趣旨から逸脱していると判断したとき。

(有効期間)

第5条 本登録の有効期間は、登録申請のあった年度末日までとする。なお、パートナーズから当該年度の2月末日までに特段の申し出がない場合には、翌年度について自動更新するものとする。

(庶務)

第6条 パートナーズの登録は、三重県雇用経済部新産業振興課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- この要領は、令和 3年 6月10日から施行する。
- この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表1 第2条第1号関係

- 1 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 暴力団又は暴力団関係者もしくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資材等の 購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与 していると認められる場合
- 4 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合)
- 5 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合(社会的に非難される場合とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
- 6 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等であると知りながら、これ を利用したと認められる場合

三重県知事 あて

「サポーティングパートナーズ」登録申請書

(法人番号) (企業・団体名) (所在地) (代表者職名) (代表者名)

(担当者職名) (担当者名) (電話番号) (E-mail)

「サポーティングパートナーズ」登録要領第3条第1項により、必要書類を添えて、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 企業・団体代表者 (企業・団体名) (代表者職名) (代表者名)
- 2 企業・団体概要(事業内容、ホームページアドレス、取扱製品・サービスなど) (※記載以外に関係するパンフレットや関連資料などを添付ください)
- 3 実施可能な事業内容 (※過去に実施した案内チラシ等の資料があれば添付ください)

以下の遵守事項を確認いただき、チェックボックスにチェックをお願いします。	
	登録申請書の記載事項及び添付書類の内容は事実に相違ありません。
	「サポーティングパートナーズ」登録要領を遵守します。
	サポーティングパートナーズの登録要件を満たすことが困難になった場合は、速 やかにその旨を報告します。
	登録申請内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を報告します。
	登録後、サポーティングパートナーズとして相応しくない(虚偽の申請など)と 事務局に判断され、登録を抹消されても異議申し立てを行いません。
	登録を抹消されたことによる損害賠償等は、一切請求を行いません。
	サポーティングパートナーズとしての活動上で知りえた情報は、既に公知となっている情報を除き、相手方の事前の承諾なく第三者に開示しません。
	個人情報、法人情報については、各種法令に基づき適正に取り扱います。
	申請企業・団体等に暴力団、暴力団員又はこれらの者との関係を有する者はいません。
	三重県税又は地方消費税を滞納していません。
	サポーティングパートナーズとしての事業から生じた取引については、自らの責任において誠実に対処するとともに、当該取引に関連して生じた一切の事案は、 当事者間において解決するものとします。
	サポーティングパートナーズの活動において損害が生じたとしても、三重県には これを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

4 遵守事項等

※申請にあたってお預かりしました個人情報は、サポーティングパートナーズの運営 に関することのみに使用いたします。この利用目的の範囲を超えて個人情報を取り 扱う場合には、あらかじめ申請者に利用目的を通知し、ご確認の同意をいただいた 後に利用いたします。